

牛久市特別職報酬等審議会が開催されました

5月23日、牛久市特別職報酬等審議会が開催されました。

この審議会は、牛久市特別職報酬等審議会設置条例に基づき、市長の諮問により、牛久市における特別職（市長、副市長、教育長）の報酬を変更する際に審議を行う機関です。

この度、国家公務員が行っている給与削減措置に準じるよう国からの要請を受け、さらに国から示されている地方交付税の減額による市民サービスの低下を避けるため、市長、副市長、教育長の報酬額について一定の率で減額することを池辺市長が諮問し、宮原節子会長



審議会で話し合う各委員の皆さん

から野口憲副市長に諮問内容が妥当である旨の答申書が手渡されました。この答申を受け、市職員を含めた給与削減条例が6月議会上程されました。答申における減額内容は以下のとおりです。

【特例条例において、報酬額を以下のとおり減額する】

- 市長：月額88万円を10%減額
- 副市長：月額68万円を9%減額
- 教育長：月額64万円を8%減額
- 期末手当を本来の支給額から一律4・1%減額する。
- 期間：平成25年7月1日～平成26年3月31日

問 人材育成課 ☎内線3401



牛久市特別職報酬等審議会の宮原会長(写真左)から野口副市長に手渡された答申書

牛久市男女共同参画審議会委員募集

市では、男女共同参画の推進に関する事項などを調査審議する市長の諮問機関として、「牛久市男女共同参画審議会」を設置しています。

このたび、委員の任期満了に伴い、男女共同参画の推進に市民の声を反映させるため、新しく男女共同参画審議会委員を公募します。

任期 2年(平成25年10月8日～平成27年10月7日)

募集人数 1人※審議会は、この公募により選ばれた委員と学識経験者や関係機関・団体から推薦された委員(合計15人以内)で構成されます。

応募条件 次のいずれにも該当する方とします。

- ・市内に住所を有している方
- ・牛久市のほかの審議会・委員会などの委員でない方
- ・男女共同参画の推進に関心を持ち、年3回程度開催される審議会に出席可能である方
- ・今までに当審議会委員を経験されたことのない方

選考方法 書類審査および面接を実施し、総合的に判断し決定します(面接の日時は後日連絡します)。

決定後、速やかに応募者全員に結果を通知します。

※審議会委員の身分は、市長から委嘱された非常勤特別職となります。

※審議会出席に係る報酬および費用弁償(旅費)は、市の規定に基づき支給します。

応募方法 住所、氏名、生年月日、性別、職業、主な活動内容など、応募の動機を記入した応募用紙(任意様式)および「男女共同参画の推進について」をテーマとした小論文(800字～1,000字程度・書式は自由)を郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。

応募締め切り日 7月31日(水)必着

申・問 牛久市男女共同参画推進室(〒300-1292牛久市中央3-15-1市民活動課内)

☎内線1631FAX873-2512Eメール shimin@city.ushiku.ibaraki.jp